

『育成就労制度』と『特定技能の追加分野』 徹底解説

株式会社キャムテック

本 社 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービルディング

設立/資本 平成17年8月 50百万円

代 表 者 代表取締役 宮林 利彦

社 員 数 2,035名（グループ連結・2020年12月時点 派遣委託等を除く）

事業内容

- システム開発
 - ・WEB勤怠管理システム・派遣管理システム
- 採用戦略マネジメント
 - ・外国人採用コンサルティング
 - ・外国人ライフサポート
 - ・新卒採用コンサルティング
 - ・応募受付代行
 - ・アウトプレースメントコンサルティング
- 各種研修・トレーニングプログラム事業
- ペイロールアウトソーシング事業
- 法務・労務・行政コンサルティング
- 請負・委託構築コンサルティング
- 大学等教育機関へのキャリア形成講座・セミナー事業

有料職業紹介事業許可：13-ユ-304211

『人・組織・経営』に関わる課題を解決する総合人事サービスを提供します



■キャムテック運営サイトのご紹介



海外人材マネジメントサービス
【CAMTEC GMS】



技能実習生送り出し機関紹介サイト
【センディングナビ】



留学生コミュニティサイト
【KAJI】



特定技能マッチングサイト
【みんなのトクギ】



技能実習生研修施設紹介サイト
【トレナビ】



海外情報発信メディア
【海外人材TIMES】

海外人材を活用される皆様や、日本で活躍される海外人材の方に
価値ある情報を提供してまいります。

第1部

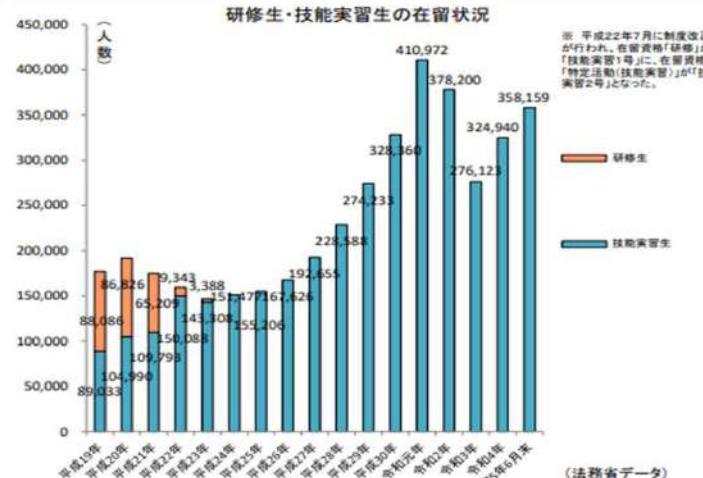
「技能実習制度の解消と新制度について」

技能実習制度とは

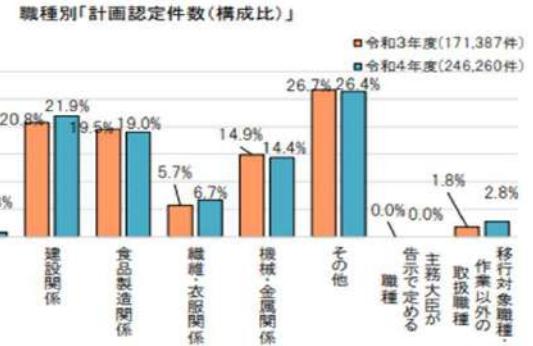
技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約36万人在留している。
※令和5年6月末時点

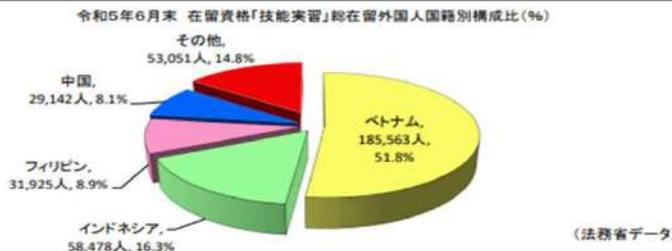
1 令和5年6月末の技能実習生の数は、358,159人



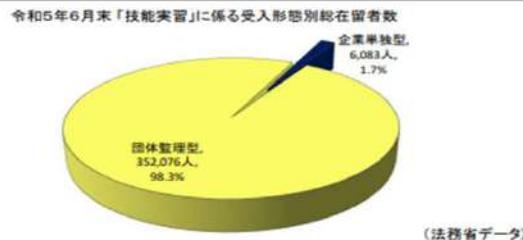
3 職種別では、①建設関係 ②食品製造関係 ③機械・金属関係が多い。



2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②インドネシア ③フィリピン



4 団体監理型の受入れが98.3%



技能実習生制度の課題

課題

- ・過酷な労働環境と低賃金労働→海外各国から批判が相次ぐ
- ・やむを得ない場合を除き転籍不可
- ・悪質なブローカー等により母国で多額の借金を抱える
- ・監理団体が適正な監理・保護・支援を実施できていない

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

施行日

平成29年11月1日

参考資料

(第10回有識者会議資料より)

技能実習生が来日前に母国の送出機関や仲介者（送出機関以外）に支払った費用の平均額は 54万2,311円

母国の送出機関や仲介者（送出機関以外）への手数料の支払の有無とその金額

＜支払の状況＞

(n=2,182)

支 払 あ り	送出機関のみ	1,572人
	仲介者（送出機関以外）のみ	11人
	送出機関及び仲介者の双方	231人
	いずれにも支払なし	294人
	いずれか一方への支払について不明	74人

支払費用の平均額（国籍別）



支払額の平均
(n=1,369)
542,311円

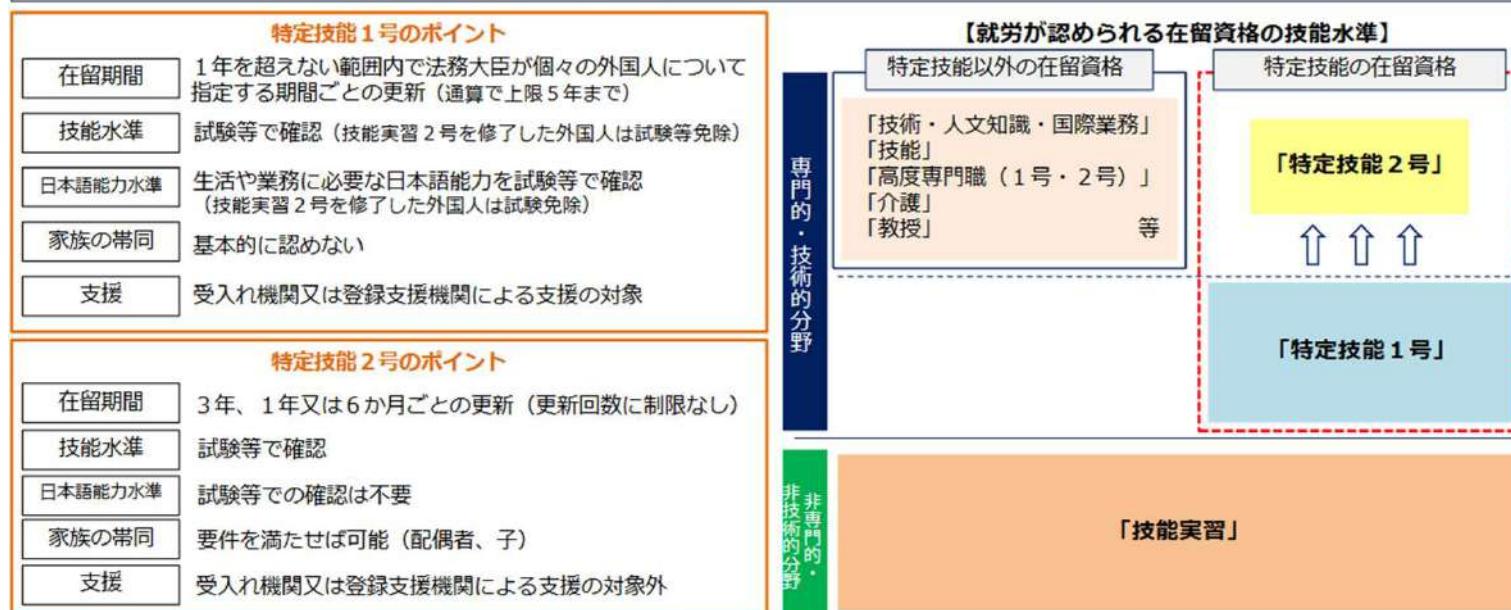
来日前に借金をしている者は全体の約55%。借金の平均額は54万7,788円

⇒今回の提言で送出機関に本人が支払う手数料等を受入機関と本人が分担とされているが、手数料だけなのか実費も含むのかは不明

特定技能制度概要

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：208, 425人（令和5年12月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：37人（令和5年12月末現在、速報値）

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業
(12分野) (介護分野以外は特定技能2号でも受入れ可)



出入国在留管理庁資料

特定技能制度運用状況

特定技能制度運用状況 ①



特定技能1号在留外国人人数(令和6年6月末現在:速報値)



技能実習制度と特定技能制度

技能実習制度

厚労大臣
法務大臣

91職種167作業

令和6年10月10日時点

技能実習機構

させない
◎人権問題

主務大臣

対象職種

※参考資料①

監査・実地検査

転籍有無

法務大臣

特定産業分野16分野

本日現在

入管庁

できる
◎地方流出

特定技能制度



課題解決にあたり有識者会議を通して
【技能実習】と【特定技能制度】を一貫性のある制度に変えていく方向性が示された。

最終報告①

最終報告書（概要）（技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議）

令和5年11月30日

① 見直しに当たっての基本的な考え方

見直しに当たっての三つの視点（ビジョン）

国際的にも理解が得られ、我が国が外国人材に選ばれる国になるよう、以下の視点に重点を置いて見直しを行う。

外国人の人権保護

外国人の人権が保護され、労働者としての権利性を高めること

外国人のキャリアアップ

外国人がキャリアアップしつつ活躍できる分かりやすい仕組みを作ること

安全安心・共生社会

全ての人が安全安心に暮らすことができる外国人との共生社会の実現に資するものとすること

見直しの四つの方向性

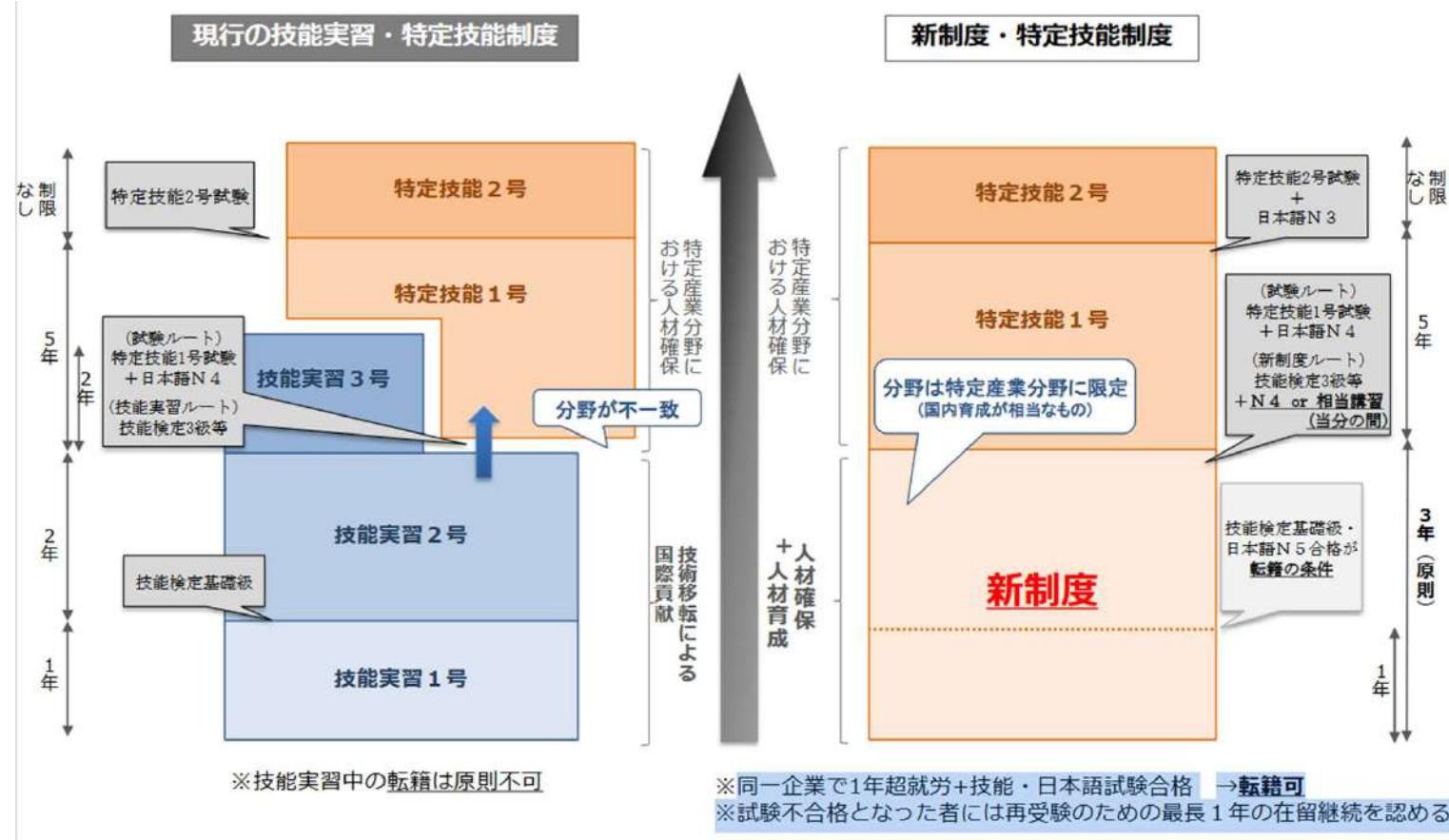
- 技能実習制度を人材確保と人材育成を目的とする新たな制度とするなど、実態に即した見直しとすること
- 外国人材に我が国が選ばれるよう、技能・知識を段階的に向上させその結果を客観的に確認できる仕組みを設けることでキャリアパスを明確化し、新たな制度から特定技能制度への円滑な移行を図ること
- 人権保護の観点から、一定要件の下で本人意向の転籍を認めるとともに、監理団体等の要件厳格化や関係機関の役割の明確化等の措置を講じること
- 日本語能力を段階的に向上させる仕組みの構築や受入れ環境整備の取組により、共生社会の実現を目指すこと

留意事項

- 現行制度の利用者等への配慮
見直しにより、現行の技能実習制度及び特定技能制度の利用者に無用な混乱や問題が生じないよう、また、不当な不利益や悪影響を被る者が生じないよう、きめ細かな配慮をすること
- 地方や中小零細企業への配慮
とりわけ人手不足が深刻な地方や中小零細企業において人材確保が図られるように配慮すること

最終報告②

技能実習制度の廃止と新制度について



最終報告③

② 提言

1 新たな制度及び特定技能制度の位置付けと両制度の関係性等

- 現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設。
- 基本的に3年間の育成期間で、特定技能1号の水準の人材に育成。
- 特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続。
※現行の企業単独型技能実習のうち、新たな制度の趣旨・目的に沿うものは適正化を図った上で引き続き実施し、趣旨・目的を異にするものは、新たな制度とは別の枠組みでの受け入れを検討。

2 新たな制度の受け入れ対象分野や人材育成機能の在り方

- 受け入れ対象分野は、現行の技能実習制度の職種等を機械的に引き継ぐのではなく新たに設定し、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定。
※国内における就労を通じた人材育成になじまない分野は対象外。
- 従事できる業務の範囲は、特定技能の業務区分と同一とし、「主たる技能」を定めて育成・評価（育成開始から1年経過・育成終了時までに試験を義務付け）。
- 季節性のある分野（農業・漁業）で、実情に応じた受け入れ・勤務形態を検討。

3 受入れ見込数の設定等の在り方

- 特定技能制度の考え方と同様、新たな制度でも受け入れ対象分野ごとに受け入れ見込数を設定（受け入れの上限数として運用）。
- 新たな制度及び特定技能制度の受け入れ見込数や対象分野は経済情勢等の変化に応じて適時・適切に変更。試験レベルの評価等と合わせ、有識者等で構成する会議体の意見を踏まえ政府が判断。

4 新たな制度における転籍の在り方

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化し、手続を柔軟化。
- これに加え、以下を条件に本人の意向による転籍も認める。
 - 計画的な人材育成等の観点から、一定要件（同一機関での就労が1年超／技能検定試験基礎級等・日本語能力A1相当以上の試験（日本語能力試験N5等）合格／転籍先機関の適正性（転籍者数等））を設け、同一業務区分に限る。
 - 転籍前機関の初期費用負担につき、正当な補填が受けられるよう措置を講じる。
 - 監理団体・ハローワーク・技能実習機構等による転籍支援を実施。
 - 育成終了前に帰国した者につき、それまでの新たな制度による滞在が2年以下の場合、前回育成時と異なる分野・業務区分での再入園を認める。
 - 試験合格率等を受け入れ機関・監理団体の許可・優良認定の指標に。

5 監理・支援・保護の在り方

- 技能実習機構の監督指導・支援保護機能や労働基準監督署・地方出入国在留管理局との連携等を強化し、特定技能外国人への相談援助業務を追加。
- 監理団体の許可要件等厳格化。
 - 受け入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限／外部監視の強化による独立性・中立性確保。
 - 職員の配置、財政基盤、相談対応体制等の許可要件厳格化。
- 受け入れ機関につき、受け入れ機関ごとの受け入れ人数枠を含む育成・支援体制適正化、分野別協議会加入等の要件を設定。
※優良監理団体・受け入れ機関については、手続簡素化といった優遇措置。

6 特定技能制度の適正化方策

- 新たな制度から特定技能1号への移行は、以下を条件。
 - ①技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験合格
 - ②日本語能力A2相当以上の試験（日本語能力試験N4等）合格
- ※当分の間は相当講習受講も可
- 試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。
- 支援業務の委託先を登録支援機関に限定し、職員配置等の登録要件を厳格化／支援実績・委託費等の開示を義務付け。キャリア形成の支援も実施。
- 育成途中の特定技能1号への移行は本人意向の転籍要件を踏まえたものとする。

7 国・自治体の役割

- 地方入管、新たな機関、労基署等が連携し、不適正な受け入れ・雇用を排除。
- 制度所管省庁は、業所管省庁との連絡調整等、制度運用の中心的役割。
- 業所管省庁は、受け入れガイドライン・キャリア形成プログラム策定、分野別協議会の活用等。
- 日本語教育機関の日本語教育の適正かつ確実な実施、水準の維持向上。
- 自治体は、地域協議会への積極的な参画等により、共生社会の実現、地域産業政策の観点から、外国人材受け入れ環境整備等の取組を推進。

8 送出機関及び送出しの在り方

- 二国間取決め（MOU）により送出機関の取締りを強化。
- 送出機関・受け入れ機関の情報の透明性を高め、送出国間の競争を促進するとともに、来日後のミスマッチ等を防止。
- 支払手数料を抑え、外国人と受け入れ機関が適切に分担する仕組みを導入。

9 日本語能力の向上方策

- 継続的な学習による段階的な日本語能力向上。
 - 就労開始前にA1相当以上の試験（日本語能力試験N5等）合格又は相当講習受講
 - 特定技能1号移行時にA2相当以上の試験（N4等）合格 ※当分の間は相当講習受講も可
 - 特定技能2号移行時にB1相当以上の試験（N3等）合格
- ※各分野でより高い水準の試験の合格を要件とする可能とする（4, 6に同じ）。
- 日本語教育支援に取り組んでいることを優良受け入れ機関の認定要件に。
- 日本語教育機関認定法の仕組みを活用し、教育の質の向上を図る。

10 その他（新たな制度に向けて）

- 政府は、人権侵害行為に対しては現行制度下でも可能な対処を迅速に行う。
- 政府は、移行期間を十分に確保するとともに丁寧な事前広報を行う。
- 現行制度の利用者等に不当な不利益を生じさせず、急激な変化を緩和するため、本人意向の転籍要件に関する就労期間について、当分の間、分野によって1年を超える期間の設定を認めるなど、必要な経過措置を設けることを検討。
- 政府は、新たな制度等について、適切に情報発信し、関係者の理解を促進する。
- 政府は、新たな制度の施行後も、運用状況について不断の検証と見直しを行う。

技能実習制度の廃止と新制度について

最終報告書（概要）（技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議事務局作成）

1 新制度及び特定技能制度の位置付けと関係性等

- 現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設。
- 基本的に3年の育成期間で、特定技能1号の水準の人材に育成。
- 特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続。
※ 現行の企業単独型技能実習のうち、新制度の趣旨・目的に沿うものは適正化を図った上で引き続き実施し、趣旨・目的を異にするものは、新制度とは別の枠組みでの受入れを検討。

2 新制度の受入れ対象分野や人材育成機能の在り方

- 受入対象分野は、現行の技能実習制度の職種等を機械的に引き継ぐのではなく新たに設定し、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定。※国内における就労を通じた人材育成になじまない分野は対象外。
- 従事できる業務の範囲は、特定技能制度の業務区分と同一とし、「主たる技能」を定めて育成・評価（育成開始から1年経過・育成終了時までに試験を義務付け）。
- 季節性のある分野（農業・漁業）で、実情に応じた受入れ・勤務形態を検討。

3 受入れ見込数の設定等の在り方

- 特定技能制度の考え方と同様、新制度でも受入れ対象分野ごとに受入れ見込数を設定（受入れの上限数として運用）。
- 新制度及び特定技能制度の受入れ見込数や対象分野は経済情勢等の変化に応じて適時・適切に変更。試験レベルの評価等と合わせ、有識者等で構成する会議体の意見を踏まえ政府が判断。

【ポイント①】

技能実習は活用しているが、特定技能は産業分類が当てはまらない事業所については受入れ不可となる。
(自動車関連、建設資材、等)

【ポイント②】

技能実習の2号移行職種についての概念が無くなるため
幅広く業務に従事することが可能になる。
(機械加工職種に当てはまらない機械オペレーター、菓子や食品材料などの飲食食品料品製造分野など)

【ポイント③】

新制度の在留上限は原則3年。

特定技能へ移行させるためには、業務区分に該当する技能検定(3級程度)の他、日本語能力試験(N4相当)の合格も必須要件になる(※項目6に記載)。移行要件をクリア出来るよう、技能実習同様に技能教育は必要となる。

技能実習制度の廃止と新制度について

最終報告書（概要）（技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議事務局作成）

4 新制度での転籍の在り方

- 「やむを得ない場合」の転籍の範囲を拡大・明確化し、手続を柔軟化。
- これに加え、以下を条件に本人の意向による転籍も認める。
 - 計画的な人材育成等の観点から、一定要件（同一機関で就労が1年超/技能検定試験基礎級・日本語能力A1相当以上の試験（日本語能力試験N5等）合格/転籍先機関の適正性（転籍者数等））を設け、同一業務区分内に限る。
 - 転籍前機関の初期費用負担につき、正当な補填が受けられるよう措置を講じる。
 - 監理団体・ハローワーク・技能実習機構等による転籍支援を実施。
 - 育成終了前に帰国した者につき、それまでの新制度による滞在が2年以下の場合、前回育成時と異なる分野・業務区分での再入国を認める。
 - 試験合格率等を受入れ機関・監理団体の許可・優良認定の指標に。

【ポイント①】

本人意向の転籍の要件が簡易なものであり、受験させる事を義務付けられる方向。さらに、職業紹介事業者による斡旋が認めらる方向になり、**転籍が活発化する市場にもなり得る**。ただし、転籍を受入れる側は要件を課されることや、転籍前の初期費用負担について明言されているため、リスクはまだ不明確ではある。また、当面の間は分野により1年を超える期間の転籍制限を認めるなど、経過措置を検討している。

【ポイント②】

育成終了前に帰国した者の再入国も認められており、通算5年間の滞在が可能、また育成開始後通算2年以内であれば新たな分野や業務区分で再挑戦することも可能になる。再入国者の場合の手続きや受け入れ時の初期費用、可能な在留期間等により、**転籍を目的とした帰国も発生する可能性がある**。

いずれにせよ、**新制度活用においては賃金や待遇面での改善が必要となる**。

技能実習制度の廃止と新制度について

最終報告書（概要）（技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議事務局作成）

5 監理・支援・保護の在り方

- 技能実習機構の監督指導・支援保護機能や労働基準監督署・地方出入国在留管理局との連携等を強化し、**特定技能外国人への相談援助業務を追加**。
- 監理団体の許可要件等厳格化**
- 受入れ期間と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限/外部監視の強化による独立性・中立性確保
- ※優良監理団体については、手続簡素化といった優遇措置。
- 受入れ機関につき、受入れ機関ごとの受入れ人数枠を含む育成・支援体制適正化、分野別協議会加入等の要件を設定**

6 特定技能制度の適正化方策

- 新制度から特定技能1号への移行は、以下を条件。
 - ①技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験合格
 - ②日本語能力A2相当以上の試験（日本語能力検定N4等）合格
 ※当分の間は**相当講習受講も可**
- 試験不合格となった者に再受験のための最長1年の在留継続を認める。**
- 支援業務の委託先を登録支援機関に限定し、職員配置等の登録要件を厳格化/支援実績・委託費等の開示を義務付け。キャリア形成の支援も実施。
- 育成途中の特定技能1号への移行は本人意向の転籍要件を踏まえたものとする。

7 国・自治体の役割

- 入管、機構、労基署等が連携し、不適正な受入れ・雇用を排除。
- 制度所管省庁は、地域協議会の組織等を含む制度運用の中心的役割。
- 業所管省庁、受入れガイドライン・キャリア形成プログラム策定、分野別協議会の活用等。
- 日本語教育機関の日本語教育の適性かつ確実な実施、水準の維持向上。
- 自治体は、地域協議会への積極的な参画等により、共生社会の実現、地域
- 産業政策の観点から、外国人材受入れ環境整備等の取組を推進。

【ポイント①】

監理団体は、適正な技能実習の運営を監理監督する立場から、外国人に対しての支援を目的とした登録支援機関に近い立場に変わっていく。そのため、生活面の相談やサポートができる支援体制はもちろんだが、「育成」が目的の在留資格になることから、技能検定や**日本語能力の教育体制**も求められるようになる。

【ポイント②】

「特定技能」への移行要件は、現在は技能検定随时3級（専門級）に合格していれば日本語能力検定は不要であったが、新制度施行以降では**日本語能力資格（N4等）も必須要件としていく方向も**。ただし相当講習受講も可とあり、技能実習の入国時講習のような研修受講による免除も言及されている。

技能実習制度の廃止と新制度について

最終報告書（概要）（技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議事務局作成）

8 送出機関及び送出しの在り方

- 二国間取決め（MOC）により送出機関の取締りを強化。
- 送出機関・受入れ機関の情報の透明性を高め、送出国間の競争を促進するとともに、来日後のミスマッチ等を防止。
- 支払手数料を抑え、外国人と受入れ機関が適切に分担する仕組みを導入。

9 日本語能力の向上方策

- 繙続的な学習による段階的な日本語能力向上。
就労開始前：A1相当以上の試験（日本語能力試験N5等）合格又は相当講習受講
特定技能1号移行時にA2相当以上の試験（〃N4合格）合格※当分の間は相当講習受講も可
特定技能2号移行時にB1相当以上の試験（〃N3等）合格
- 日本語教育支援に取り組んでいることを優良受入れ機関の認定要件に。
- 日本語教育機関認定法の仕組みを活用し、教育の質の向上を図る。

10 その他（新たな制度に向けて）

- 政府は、人権侵害行為に対しては現行制度下でも可能な対処を迅速に行う。
- 政府は、移行期間を十分に確保するとともに丁寧な事前広報を行う。
- 現行制度の利用者等に不当な不利益等を生じさせないよう十分な配慮を行う。
- 本人意向の転籍要件に関する就労期間について、当分の間、分野によって1年を超える期間の設定を認めるなど、必要な経過措置を設けることを検討。
- 政府は、新たな制度等について、適切に情報発信し、関係者の理解を促進する。
- 政府は、新たな制度の施行後も、運用状況について不斷の検証と見直しを行う。

【ポイント①】

技能実習制度において長年課題とされていた、外国人本人の来日前手数料の負担について言及されている。送出機関の手数料については受け入れる企業としても確認する必要があり、送出機関は費用を軽減するような運用体制が今後求められてくる。

【ポイント②】

就労開始前の相当講習から送出し機関での教育や入国後講習の仕組みはそのまま残ると思われる。全体を通して日本語能力の向上が求められており、相当講習に該当する認定教育機関が新設される見込み。また、優良受入れ機関の認定があると、提出する書類や届出が簡素化される。

【ポイント】

- ・現行制度の「技能実習」はいつまで受入れ可能
- ・新法施行時に「技能実習1号・2号」だった者は「技能実習2号・3号」への移行は可能か。

技能実習と育成労用語比較

技能実習	育成労
技能実習制度	育成労制度
技能実習法	育成労法
技能実習生	育成労外国人
監理団体	監理支援機関
実習実施者	育成労実施者
外国人技能実習機構	外国人育成労機構
企業単独型技能実習	単独型育成労
団体監理型技能実習	監理型育成労
技能実習職種	育成労産業分野

技能実習と育成労 労制度比較

項目	技能実習(団体監理型)	育成労
制度目的	国際貢献、人材育成	人材育成、人材確保
在留資格	技能実習	育成労
在留期間	1号: ~1年、2号: ~2年、3号: ~2年(計最大5年)	原則通算3年
監査機関	外国人技能実習機構	外国人育成労機構
職種	移行対象職種・作業(または1年職種)	育成労産業分野の業務区分の範囲
計画	技能実習計画	育成労計画
就労開始時点の技能	なし	なし
就労開始時点の日本語	なし(介護はA4)	原則A1(N5)※分野によりA2(N4)or相当講習
人材育成の内容	1号修了時: 技能検定基礎級 2号修了時: 技能検定随時三級	1号終了時: 技能検定基礎級、A1(N5) 2号終了時: 技能検定随時三級、A2(N4)
送出機関	政府認定送出機関	職安法に基づき必要な範囲となり、政府認定送出機関である必要はないと思われる。
監理	監理団体	監理支援団体
採用活動	監理団体	監理支援団体
受入機関の人数枠	あり	あり
産業分野の人数枠	なし	あり
転籍	原則不可(やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は可能)	以下の2つの方式による転籍が可能 ・やむを得ない事情がある場合 ・本人の意向による転籍

最終報告ポイントまとめ

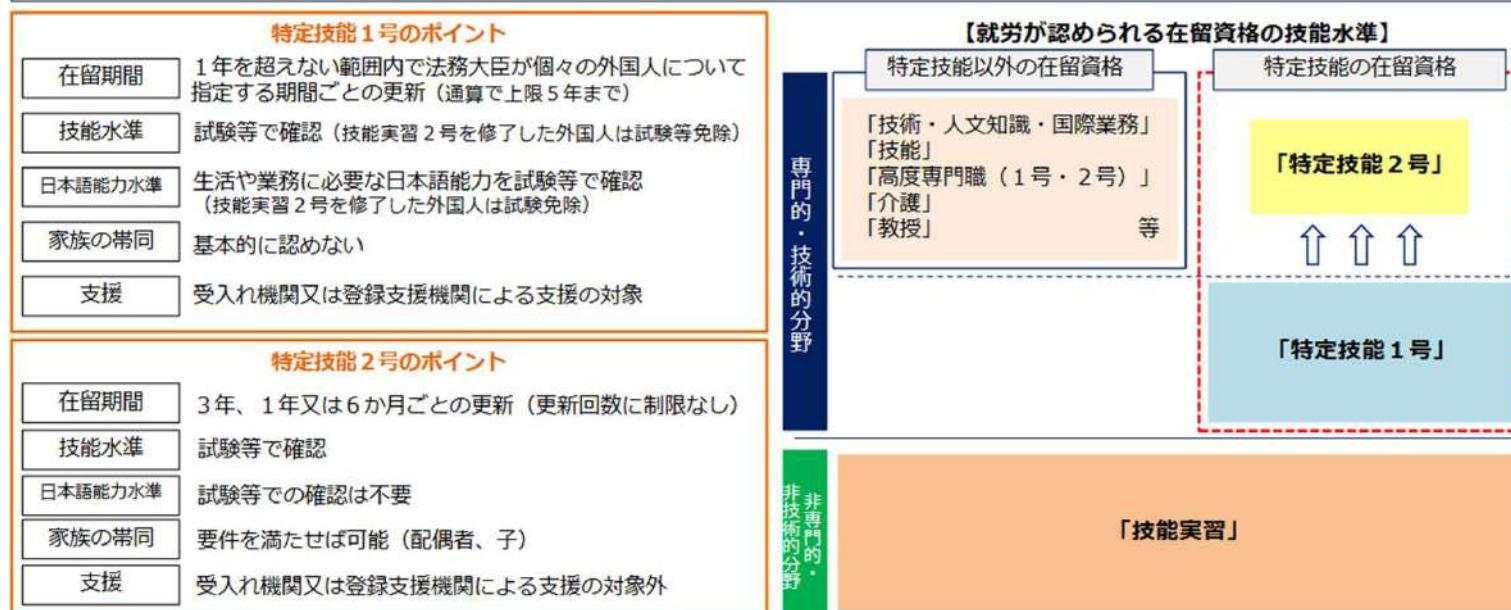
- ◆ 技能実習制度の発展的解消と制度の枠組み
(育成労・在留期間は基本3年)
- ◆ 人材確保+人材育成 (国際貢献は外れる)
- ◆ 特定技能分野の業務区分に限定する
- ◆ キャリアパス (主たる技能の育成と評価)
- ◆ 転籍 (同一分野・区分での転籍)
- ◆ 監理団体と登録支援機関の要件厳格化
- ◆ 転籍時のあっせん (職業紹介) が可能
※監理支援機関のみ
- ◆ 本人負担手数料等の一部を日本側が負担

第2部 「特定技能追加分野について」

特定技能制度概要

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：208, 425人（令和5年12月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：37人（令和5年12月末現在、速報値）

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業
(12分野) (介護分野以外は特定技能2号でも受入れ可)



出入国在留管理庁資料

各特定産業分野での受入れ人数（1号）

受け入れ見込数の現状及び次期受入れ見込み数

	介護	ビルクリーニング	工業製品製造業	建設	造船・船用工業	自動車整備	航空	宿泊	農業
特定技能1号在留者数 (令和5年11月末現在：速報値)	26,8331	3353	39,344	23,329	7,397	2,468	595	395	23,265
制度開始時の受入れ見込数	60,000	37,000	31,450	40,000	13,000	7,000	2,200	22,000	36,500
現行の受入れ見込み数 (※)	50,900	20,000	49,750	34,000	11,000	6,500	1,300	11,200	36,500
令和6年4月から5年間の受入れ見込数	135,000	37,000	173,300	80,000	36,000	10,000	4,400	23,000	78,000

	漁業	飲食料品製造業	外食業	自動車運送業	鉄道	林業	木材産業	合計
特定技能1号在留者数 (令和5年11月末現在：速報値)	2,669	59,262	12,436					201,307
制度開始時の受入れ見込数	9,000	34,000	53,000					345,150
現行の受入れ見込み数 (※)	6,300	87,200	30,500					345,150
令和6年4月から5年間の受入れ見込数	17,000	139,000	53,000	24,500	3,800	1,000	5,000	820,000

※コロナ禍の影響による大きな経済情勢の変化を踏まえ、令和4年8月に見直しを行った後の数値。

出展：<https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/2024.03.29.kakugikettei.html>

特定技能追加分野

対象分野追加の必要性

○「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）（抜粋）

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材の確保が困難な状況にある産業について、在留資格「特定技能1号」や「特定技能2号」の対象分野の追加について2023年度中に検討し、結論を得次第速やかに措置を講ずる。

○業種を所管する省庁からの要望

現行の特定産業分野以外の業種でも人材確保が困難であるとして、業種を所管する省庁から特定技能の対象分野への追加の要望あり

対象分野追加案の概要

現状

12分野



方針

16分野

既存の3分野に新たな業務等を追加。新規で4分野追加

: 新規分野

: 新たな業務等を追加する既存分野

: その他既存の分野

介護分野	ビルクリーニング分野	建設分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野
農業分野	漁業分野	外食業分野	工業製品製造業分野 ※1	造船・舶用工業分野 ※2	飲食料品製造業分野 ※3
自動車運送業分野 ※4	鉄道分野 ※4	林業分野 ※4	木材産業分野 ※4		

※1 分野名を「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」から「工業製品製造業」に変更、業種を追加。新規追加業種では1号特定技能外国人のみ受入れ可能。

※2 区分を整理し、造船・舶用工業に必要となる各種作業を新区分に追加。新区分でも2号特定技能外国人が受入れ可能。

※3 食料品スーパー・マーケットにおける惣菜等の製造も可能とする。新たな業務においても2号特定技能外国人が受入れ可能。

※4 新規分野については、1号特定技能外国人のみ受入れ可能。

※育成就労制度の導入に併せた分野追加等は別途検討予定

特定技能追加分野

新規分野の業務内容等の詳細

- 今回追加希望が示されている新規分野は**特定技能1号**のみ受入れ可能とする。
- 新規分野等においても、特定技能1号には「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」及び「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ、特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準」が求められ、技能水準及び日本語能力に係る各種試験を課すこととする。

	分野名	業務内容等	技能試験	日本語試験	新たに関連させる技能実習の職種等	分野独自の要件
国土交通省	自動車運送業	バス運転者、タクシー運転者、トラック運転者（3業務区分）	自動車運送業分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上）（「業務内容等」のうち、 青字 についてはN3以上）	—	※ 1
	鉄道	運輸係員（運転士、車掌、駅係員）、軌道整備、電気設備整備、車両製造、車両整備（5業務区分）	鉄道分野特定技能1号評価試験		軌道整備：鉄道施設保守整備 車両製造：機械加工等8職種19作業 車両整備：鉄道車両整備	—
農林水産省	林業	育林、素材生産、林業種苗育成等（1業務区分）	林業技能測定試験		厚生労働省及び関係省庁において技能実習制度の職種への追加を検討中。	※ 2
	木材産業	製材業、合板製造業などに係る木材の加工工程及びその附帯作業等（1業務区分）	木材産業特定技能1号測定試験		木材加工	

※ 1 日本の運転免許の取得等（バス運転者及びタクシー運転者については、外免切替及び第2種免許の取得並びに法令で定める新任運転者研修を修了したこと、トラック運転者については外免切替）が要件。日本国内で運転免許を取得するための手続等に要する期間においては、運転免許が必要な業務に従事できないため、在留資格「特定活動」（バス運転者及びタクシー運転者については1年・更新不可、トラック運転者については6月・更新不可）で在留を認める。

特定技能所属機関の要件として、運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を取得したこと等を求める。

※ 2 協議会において協議が調った事項に関する措置を求める（安全対策等を想定）。

特定技能追加分野

※既存分野への業務追加

既存分野への業務等追加の詳細

分野名	改正内容	改正後の業務区分	特定技能2号の受入れ	新たに関連させる技能実習の職種等	分野独自の要件
経済産業省 工業製品 製造業	紙器・段ボール箱製造、コンクリート製品製造、陶磁器製品製造、紡織製品製造、縫製、RPF製造、印刷・製本を新たな業務区分として追加。既存の業務区分に鉄鋼、アルミサッシ、プラスチック製品、金属製品塗装、こん包関連の事業所を新たに含める。	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・陶磁器製品製造 ・紡織製品製造 ・縫製 ・RPF製造 ・印刷・製本 〔10業務区分〕	新規追加業種は特定技能1号のみ受入れ可。	繊維・衣服関係等 (21職種38作業)	※
国土交通省 造船・ 船用工業	業務区分を3区分に再編するとともに、作業範囲を拡大し、造船・船用工業に係る必要となる各種作業を新たな業務区分に追加。	・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器 〔3業務区分〕	新たな業務区分でも2号特定技能外国人が業務に従事可能。	とび、配管等 (8職種11作業)	-
農林水産省 飲食料品 製造業	特定技能外国人の受入れが認められる事業所を追加し、食料品スーパー・マーケット及び総合スーパー・マーケットの食料品部門における惣菜等の製造も可能とする。	・飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く）の製造・加工、安全衛生） 〔1業務区分〕 *業務区分の変更なし	新たな業務においても、2号特定技能外国人が業務に従事可能。	*新たに関連させるものではないものの、そう菜製造業等が関連する。	-

※協議会入会要件等として以下の内容を定める。

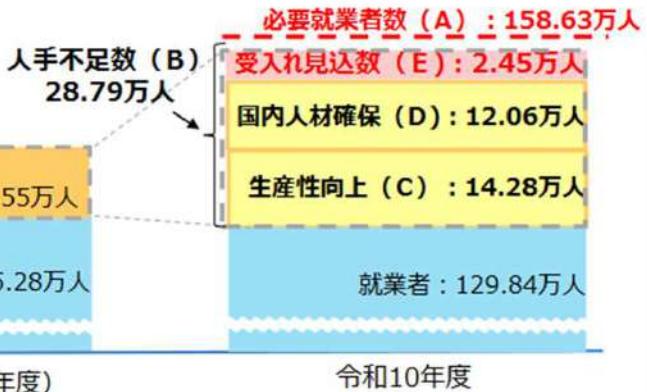
- ・繊維工業（紡織製品製造区分及び縫製区分）については、①国際的な人権基準を遵守し事業を行っていること、②勤怠管理を電子化していること、③パートナーシップ構築宣言を実施していること、④特定技能外国人の給与を月給制とすること。
- ・印刷・同関連業（印刷・製本区分）については、全日本印刷工業組合連合会、全国グラビア協同組合連合会、全日本製本工業組合連合会のいずれかに所属していること。
- ・こん包業での受入れについては、日本梱包工業組合連合会に所属していること。

自動車運送業分野

自動車運送業分野の追加及び受入れ見込数

＜新規追加の理由＞

自動車運送業分野（トラック運転者、バス運転者、タクシー運転者）については、2024年問題等を踏まえ、国民生活や経済活動を支えるエッセンシャルワーカーたる扱い手の確保が重要な課題となっており、業界の合意形成が図られたこと等を受け、自動車運送業分野としての追加を要望



各項目の算出方法

$$A: 117.7\text{万人(トラック)} + 28.93\text{万人(タクシー)} + 12.0\text{万人(バス)} = 158.63\text{万人}$$

$$B: 19.9\text{万人(トラック)} + 6.69\text{万人(タクシー)} + 2.2\text{万人(バス)} = 28.79\text{万人}$$

$$C: 12.8\text{万人(トラック)} + 1.26\text{万人(タクシー)} + 0.22\text{万人(バス)} = 14.28\text{万人}$$

$$D: 5.6\text{万人(トラック)} + 4.78\text{万人(タクシー)} + 1.68\text{万人(バス)} = 12.06\text{万人}$$

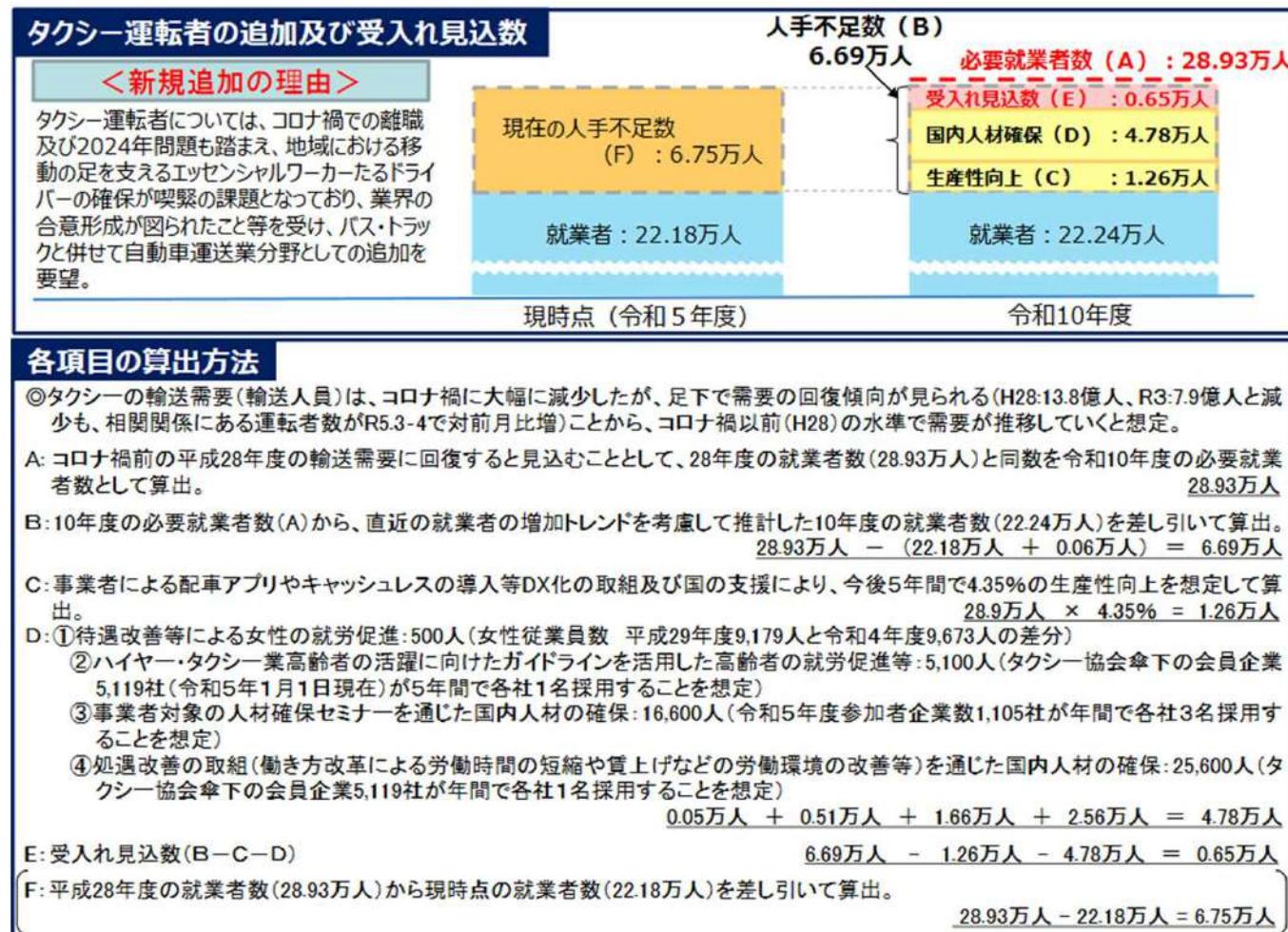
$$E: \text{受入れ見込数} (B - C - D) 28.79\text{万人} - 14.28\text{万人} - 12.06\text{万人} = 2.45\text{万人}$$

$$F: 11.9\text{万人(トラック)} + 6.75\text{万人(タクシー)} + 0.9\text{万人(バス)} = 19.55\text{万人}$$

※トラック運転者、タクシー運転者、バス運転者それぞれの算出方法の詳細は別添参照

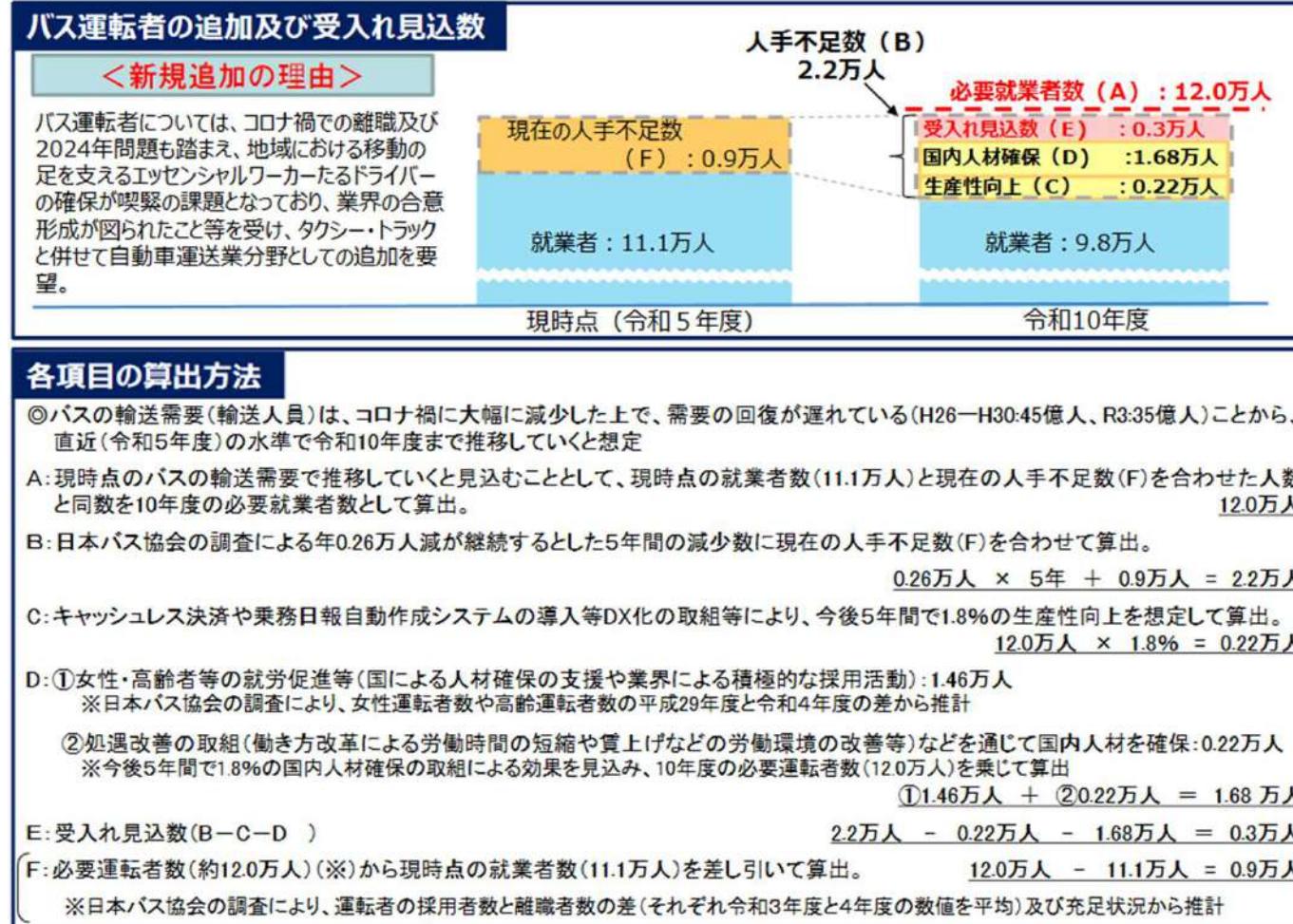
出入国在留管理庁資料

自動車運送業分野(タクシー運転者)



出入国在留管理庁資料

自動車運送業分野(バス運転者)



出入国在留管理庁資料

自動車運送業分野 区分概要

業務区分	補足/注意事項
トラック運転手 (受け入れ見込み:15,000人)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>N4以上必須</u> ・<u>日本式普通自動車運転免許の取得が必要(国内の免許取得にかかる期間(最長6か月)については別資格〈特定活動〉での在留が認められる)</u>
バス運転手 (受け入れ見込み:3,000人)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>N 3 以上必須</u> ・<u>二種免許の取得が必要 (国内の免許取得にかかる期間 (最長 1 年) については別資格<特定活動>での在留が認められる)</u>
タクシー運転手 (受け入れ見込み:6,500人)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>N 3 以上必須</u> ・<u>二種免許の取得が必要 (国内の免許取得にかかる期間 (最長 1 年) については別資格<特定活動>での在留が認められる)</u>

活用に際しては運転者職場環境良好度認証制度

もしくは安全性優良事業所 (トラック分野のみ有効)

いずれかの認証取得が活用条件



※参照:R6.2/4月 国土交通省発信

自動車運送業分野 外面切替とは

外免切替とは

海外で取得した免許を、日本式の運転免許に切り替える制度

→知識(学科)/技能(実技)試験の二つが実施される。

普通自動車運転免許を一から取得するよりも、費用/期間/難易度など点から手軽で便利。

知識確認

- ・設問数10問で、うち7問正解で合格
- ・回答は全て○×形式
- ・普通自動車運転免許で問われるような、基礎的な道路交通法が出題される。
- ・合格率は高め

技能確認

- ・100点を満点とする減点方式、70点以上で合格
- ・車の乗り降り/通行区分/信号、標識に沿った運転や右左折など、基礎的な項目を確認される。
- ・知識確認と比べると合格率は低め(一部の県では3~4割という情報も)

自動車運送業分野 採用ルートの特徴

採用ルート別の特徴	集客	即戦力性	費用
■ 国内採用 + 日本式免許あり	✗ 定住者や高度人材などが 多い層で、特定技能になりうる 母集団はごく少数	○ ・免許面での心配なく、 国内の運転経験も多い傾向にあり、 即戦力に近い	○ ・企業ごとに必要な免許のみの 取得費用 ・適格者が少ないため、紹介料 は高額と想定
■ 国内採用 + 日本式免許なし	△ 特定技能転職者層を 主とした集客 異業種の運送業を希望する人材 がどこまでいるのか不透明	✗ ・日本の交通ルール理解は一定有 ・新規の免許取得が必要のため、 就業までのリードタイムが非常に 長い	△ ・普通自動車運転免許 の取得が必須
■ 国外採用 + 外国式運転免許あり	○ 希望者多い	○ ・外免切り替えにて日本式運転免 許を取得可能	○ ・必須は外免切り替え費用のみ ・母数が多いため紹介料も 比較的安価
■ 国外採用 + 外国式運転免許なし	○ 希望者多い	△ ・運転経験の観点が懸念 日本と比べ、アジア圏の免許取得 は平易な傾向 ・外免切り替え可	△ ・国外免許+外免切り替え費用 ・紹介料は安価の想定

鉄道分野

鉄道分野の追加及び受入れ見込数

＜新規追加の理由＞

鉄道分野については、少子高齢化等による作業員や運転士・車掌の不足が喫緊の課題となっており、運行時間の短縮や運行本数の減便等の安定運行に影響が出ている状況にある。これを踏まえ、外国人材の活用について鉄道関連事業者等との合意形成が図られたこと等を受け、特定技能制度への鉄道分野としての追加を要望。

現在の入手不足数
(F) : 0.66万人

就業者 : 14.50万人
(※)

必要就業者数 (A) : 15.16万人

受入れ見込数 (E) : 0.38万人

国内人材確保 (D) : 1.32万人

生産性向上 (C) : 0.13万人

人手不足数
(B) 1.84万人

就業者 : 13.32万人

令和10年度

現時点 (令和5年度)

※就業者数には技能実習生数 (100人) を含まない

各項目の算出方法

◎鉄道における輸送人員数は、コロナ前の9割程度(JR:88%、民鉄:90%(2023年9月時点))に回復しており、今後も拡大が見込まれるインバウンド需要(*)等を踏まえ、現行以上の輸送供給力の確保が今後も必要となることが見込まれる。

(*)観光立国基本計画(令和5年3月31日閣議決定)において、インバウンド回復や国内交流拡大はコロナ前を超える水準を目標としている。

A:就業数がおおむね減少傾向に転じる平成27年度の就業者数(15.33万人)から、令和5年度までの生産性向上分0.17万人を差し引いて、令和10年度の必要就業者数を算出。
 $15.33\text{万人} - 0.17\text{万人} = 15.16\text{万人}$

B:10年度の必要就業者数(A)から、統計に基づいて推計した10年度の就業者数(13.32万人)を差し引いて算出。
 $15.16\text{万人} - 13.32\text{万人} = 1.84\text{万人}$

C:平成27年度から令和2年度までの生産性(「車両走行キロ(全列車の走行距離の総和)」／「就業者数」)の向上率(5年間で1%弱程度)が今後も継続すると想定して算出。
 $15.33\text{万人} \times 1\% \text{弱程度} = 0.13\text{万人}$

D:統計に基づき算出した女性・高齢者の就業者数の割合の増加率を上回る増加率(5年間で9%弱程度)を想定して算出。

$15.33\text{万人} \times 9\% \text{弱程度} = 1.32\text{万人}$

E:受入れ見込数(B-C-D)

$1.84\text{万人} - 0.13\text{万人} - 1.32\text{万人} = 0.38\text{万人}$

F:(A)から、現時点の就業者数(14.50万人)を差し引いて算出。

$15.16\text{万人} - 14.50\text{万人} = 0.66\text{万人}$

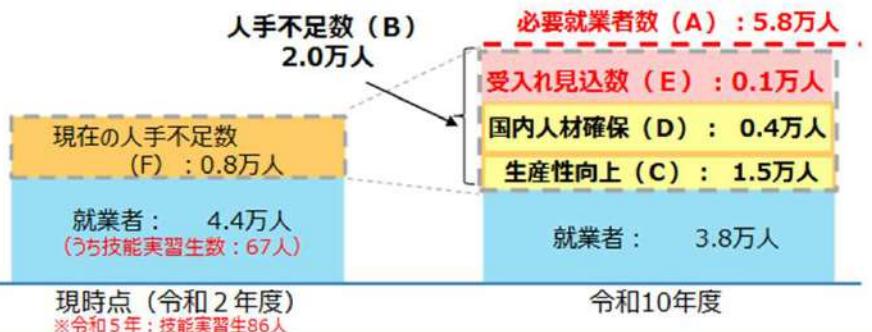
出入国在留管理庁資料

林業分野

林業分野の追加及び受け入れ見込数

＜新規追加の理由＞

必要事業量を実施する従事者数の確保に際し、生産性向上及び国内人材確保の取組を実施しても人手が不足することが予測されるため。森林・林業基本計画に基づく林業の成長産業化及び花粉症対策(発生源対策)として、林業の労働力の確保が位置づけられており、取組を加速するため。



各項目の算出方法

◎森林・林業基本計画(令和3年6月閣議決定)では、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現することとしており、木材供給量目標を、令和7年で4,000万m³、令和12年で4,200万m³としていることから、令和10年度で4,120万m³と見込む。

A: 10年度の木材供給量見込み(4,120万m³)を現行の生産性(708m³/人)で除して、10年度の必要就業者数を算出。

$$4,120\text{万m}^3 \div 708\text{m}^3/\text{人} = 5.8\text{万人}$$

B: 10年度の必要就業者数(A)から、現状の傾向で推移すると仮定した10年度の就業者数(3.8万人)を差し引いて算出。

$$5.8\text{万人} - 3.8\text{万人} = 2.0\text{万人}$$

C:これまでの生産性向上ペース(年間31m³/人)を継続することを想定して算出。

$$5.8\text{万人} - 4,120\text{万m}^3 \div (708\text{m}^3/\text{人} + 31\text{m}^3/\text{人} \times 8\text{年間}) = 1.5\text{万人}$$

D: 森林・林業担い手総合対策により、これまでの就業者数の減少ペースの鈍化傾向(年間0.07万人減→0.02万人減)を継続させることを想定して算出。

$$(\Delta 0.02\text{万人} - \Delta 0.07\text{万人}) \times 8\text{年間} = 0.4\text{万人}$$

E: 受入れ見込数(B-C-D)

$$2.0\text{万人} - 1.5\text{万人} - 0.4\text{万人} = 0.1\text{万人}$$

F: 新規求人数(1.1万人)から新規就業者数(0.3万人)を引いて人手不足数を算出。

$$1.1\text{万人} - 0.3\text{万人} = 0.8\text{万人}$$

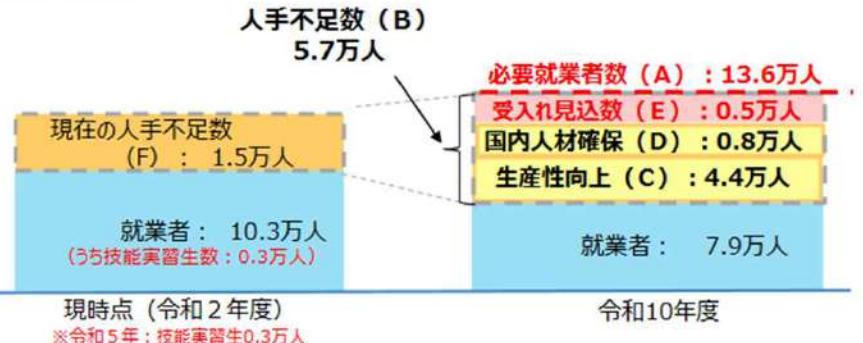
出入国在留管理庁資料

木材産業分野

木材産業分野の追加及び受け入れ見込数

＜新規追加の理由＞

森林・林業基本計画及び花粉症対策に基づき必要とされる木材供給量を確保するため、生産性向上及び国内人材確保の取組を実施しても人手が不足することが予測されるため



各項目の算出方法

◎森林・林業基本計画(令和3年6月閣議決定)では、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現することとしており、木材供給量目標を、令和7年で4,000万m³、令和12年で4,200万m³としていることから、令和10年度で4,120万m³と見込む。

A: 10年度の木材供給量見込み(4,120万m³)を現行の生産性(302m³/人)で除して、10年度の必要就業者数を算出。

$$4,120\text{万m}^3 \div 302\text{m}^3/\text{人} = 13.6\text{万人}$$

B: 10年度の必要就業者数(A)から、現状の傾向で推移すると仮定した10年度の就業者数(7.9万人)を差し引いて算出。

$$13.6\text{万人} - 7.9\text{万人} = 5.7\text{万人}$$

C:これまでの生産性向上ベース(年間+18.2m³/人)を継続することを想定して算出。

$$13.6\text{万人} - 4,120\text{万m}^3 \div (302\text{m}^3/\text{人} + 18.2\text{m}^3/\text{人} \times 8\text{年間}) = 4.4\text{万人}$$

D: 労働力確保のための各種取組等を行うことで人材を確保し、就業者の減少ベースの鈍化傾向(年間0.3万人減→0.2万人減)を継続させることを想定して算出。

$$(\Delta 0.2\text{万人} - \Delta 0.3\text{万人}) \times 8\text{年間} = 0.8\text{万人}$$

E: 受入れ見込数(B-C-D)

$$5.7\text{万人} - 4.4\text{万人} - 0.8\text{万人} = 0.5\text{万人}$$

F: 新規求人数(1.9万人)と充足率(22%)から人手不足数を算出。

$$1.9\text{万人} \times (100\% - 22\%) = 1.5\text{万人}$$

出入国在留管理庁資料

工業製品製造業分野



各項目の算出方法

◎製造業は、デジタル化の進展等により、今後も、半導体、産業機械、素材産業等を中心に、全体で年1%弱程度の成長が見込まれる。

A: 現時点の就業者数(397万人)に現在の人手不足数(15.13万人)(※1)を加え、経済成長見込率(製造業の名目GDPの増加率: 0.73%／年等)を乗じて、令和10年度の必要就業者数を算出。
426.43万人

(※1)業界団体による調査結果、または厚生労働省「雇用動向調査」等の公的統計から未充足求人等(15.13万人)を算出。

B: 10年度の必要就業者数(A)から、特定技能の受入れ数を除く、現時点の就業者数(393万人)に業種ごとのトレンドを勘案した就業者数増減率を乗じて算出した10年度の就業者数(384万人)を差し引いて算出。
426.43万人 - 384万人 = 42.43万人

C: 業種ごとの生産性向上率目標値(5年間で3-4%の生産性向上)を乗じて算出。
15.79万人

D: 第5次男女共同参画基本計画の成果目標である高齢者及び女性の就業増加率(※2)や業界見込み等をもとに、人材確保数を算出。

(※2)65歳～69歳までの就業率 令和元年: 48.4% → 令和7年: 51.6% (→令和10年: 53.2%)
25歳～44歳までの女性の就業率 令和元年: 77.7% → 令和7年: 82.0% (→令和10年: 84.1%)

9.31万人

E: 受入れ見込数(B-C-D)

42.43万人 - 15.79万人 - 9.31万人 = 17.33万人

出入国在留管理庁資料

飲食料品製造業分野



各項目の算出方法

〈飲食料品製造業分野(既存)〉

◎食品製造業の製造品出荷額は、令和5年は約39.3兆円であるところ、過去の推移を踏まえると、令和10年には約49兆円となる見込み。

A: 令和10年の製造品出荷額予測(49兆円)を足下の生産性(0.3兆円／万人)で除し、令和10年度の必要就業者数を算出。

$$49\text{兆円} \div 0.3\text{兆円／万人} = 161\text{万人}$$

B: 10年度の必要就業者数(A)から、足下の就業者数のトレンドにより推計した10年度の就業者数(140万人)を差し引いて算出。

$$161\text{万人} - 140\text{万人} = 21\text{万人}$$

C: AI、ロボット、IoT等の先端技術の導入等による業務の省力化・省人化等の取組により、年0.4%程度の生産性向上を想定して算出。

$$161\text{万人} - 161\text{万人} \times (100\% - 0.4\%)^5 = 3\text{万人}$$

D: 従業員の賃金水準の引上げの取組に加え、正社員への登用、託児所の整備、高齢者の継続雇用等により女性・高齢者が働きやすい雇用環境の整備を進め、年0.6%の労働参加率の伸びを想定して算出。

$$161\text{万人} \times (0.6\% \times 5\text{年}) = 5\text{万人}$$

E: 受入れ見込数(B-C-D)

$$21\text{万人} - 3\text{万人} - 5\text{万人} = 13\text{万人}$$

〈食料品スーパー・マーケット(新規)〉

◎令和4年には約12.1兆円を売り上げており、過去の食料品販売額の推移から令和10年には、約16.3兆円の見込み。

A: 令和10年の食料品販売額を達成するために必要となる令和10年度の就業者数を算出(現時点の就業者数は、食料品スーパー・マーケットの就業者数110万人に飲食料品製造(そば・うどん等)に従事している者の比率(3割)を乗じて、33万人と算出)。

$$34.7\text{万人}$$

B: 10年度の必要就業者数(A)から、現時点の就業者数(33万人)が横ばいであると仮定した10年度の就業者を差し引いて算出。

$$34.7\text{万人} - 33\text{万人} = 1.7\text{万人}$$

C: セルフレジの導入等による業務の省力化・省人化等の取組により、年0.11%程度の生産性向上を想定して算出。

$$34.7\text{万人} - 34.7\text{万人} \times (100\% - 0.11\%)^5 = 0.2\text{万人}$$

D: 従業員の賃金水準の引上げの取組に加え、パートの正社員化、長時間労働の解消、作業負担の軽減等の取組により、女性・高齢者の人材確保等を行い、年0.36%の労働参加率の伸びを想定して算出。

$$34.7\text{万人} \times (0.36\% \times 5\text{年}) = 0.6\text{万人}$$

E: 受入れ見込み数(B-C-D)

$$1.7\text{万人} - 0.2\text{万人} - 0.6\text{万人} = 0.9\text{万人}$$

〈全体〉

A: 195.7万人

B: 22.7万人

C: 3.2万人

D: 5.6万人

E: 13.9万人

出入国在留管理庁資料

工業製品製造業分野 業務区分追加

- 分野名を「工業製品製造業分野」と変更したうえで、新たな業種・業務区分を追加する閣議決定を行いました。（令和6年3月29日）。

※新規業種での受入れ開始時期については、規定類を調整の上、決まり次第HPにてお知らせします。

	R1～R5年度	R6～R10年度
分野名	素形材・産業機械・ 電気電子情報関連製造業分野	<u>工業製品製造業分野</u>
受入れ見込数	49,750人	173,300人
業種	<input type="radio"/> 素形材産業 <input type="radio"/> 産業機械製造業 <input type="radio"/> 電気・電子情報関連産業 <input type="radio"/> 金属表面処理業	<input type="radio"/> 素形材産業 <input type="radio"/> 産業機械製造業 <input type="radio"/> 電気・電子情報関連産業 <input type="radio"/> 金属表面処理業 <input type="radio"/> 鉄鋼業 <input type="radio"/> 金属製サッシ・ドア製造業 <input type="radio"/> プラスチック製品製造業 <input type="radio"/> 紙器・段ボール箱製造業 <input type="radio"/> コンクリート製品製造業 <input type="radio"/> 陶磁器製品製造業 <input type="radio"/> 繊維業 <small>※追加要件を設定する（詳細は次頁）</small> <input type="radio"/> 金属製品塗装業 <input type="radio"/> R P F 製造業 <input type="radio"/> 印刷・同関連業 <small>※全日本印刷工業組合連合会、全国グラビア協同組合連合会、全日本製本工業組合連合会いずれかに所属していることを要件とする</small> <input type="radio"/> こん包業 <small>※日本梱包工業組合連合会に所属していることを要件とする</small>
業務区分	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理	機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理、 紙器・段ボール箱製造、コンクリート製品製造、 陶磁器製品製造、紡織製品製造、縫製、R P F 製造、 印刷・製本
	全3区分	全10区分

工業製品製造業分野 各技能との関係性

業務区分・技能に関する追加検討状況

- 2024年3月29日の閣議決定で、特定技能1号の対象となる業務区分として、以下7区分が追加された。
- また、対象となる産業分類の追加に当たり、既存3業務区分に含まれる技能として、機械金属加工区分に「強化プラスチック成形」、「金属熱処理」技能が、電気電子機器組立て区分に「強化プラスチック成形」を追加する方向で調整中。
- これらを踏まえ、2024年秋頃に向けて、関係資料の改定作業を進めていく。

業務区分		含まれる技能（オレンジは新規追加予定の技能）										
既存3区分	①機械金属加工	鋳造	機械加工	工場板金	機械検査	塗装	金属熱処理					
		鍛造	金属プレス加工	機械保全	電気機器組立て	溶接	強化プラスチック成形					
		ダイカスト	鉄工	仕上げ	プラスチック成形	工業包装						
追加7区分	②電気電子機器組立て	機械加工	機械保全	プリント配線板製造	強化プラスチック成形							
		仕上げ	電子機器組立て	プラスチック成形								
		機械検査	電気機器組立て	工業包装								
追加7区分	③金属表面処理	めっき	アルミニウム陽極酸化処理									
	④紙器・段ボール箱製造	紙器・段ボール箱製造										
	⑤コンクリート製品製造	コンクリート製品製造										
	⑥RPF製造	RPF製造										
	⑦陶磁器製品製造	陶磁器工業製品製造										
	⑧印刷・製本	印刷	製本									
	⑨紡織製品製造	紡績運転	染色	たて織ニット生地製造								
追加7区分		織布運転	ニット製品製造	カーペット製造								
	⑩縫製	婦人子供服製造	下着類製造	帆布製品製造	座席シート縫製							
		紳士服製造	寝具製作	布はく縫製								

特定技能 改正ポイント

【まとめ】

- ・特定技能受入れ見込み人数 35万人→82万人
- ・業種追加「自動車運送」「鉄道」「林業」「木材産業」
- ・製造分野→工業製品製造分野
　　業種・業務区分追加
- ・育成就労の範囲拡大

【今後注目ポイント】

- ・工業製品製造分野 業種・業務区分追加内容の詳細
- ・各追加分野の試験内容
- ・今後追加検討されている分野
　　化粧品、産業廃棄物処理、店舗管理(コンビニ含む) など

外国人採用手法例



国内最大級の掲載数・応募者数を誇る多言語対応
「特定技能」専門サイト